

札幌市青少年山の家条例及び札幌市定山溪自然の村条例の一部を
改正する条例案

令和4年（2022年）2月15日提出

札幌市長 秋元克広

札幌市青少年山の家条例及び札幌市定山溪自然の村条例の一部を
改正する条例

（札幌市青少年山の家条例の一部改正）

第1条 札幌市青少年山の家条例（平成元年条例第19号）の一部を次のよう
に改正する。

第8条第2号中「山の家の建物又は附属施設若しくは備付物件等をき損
し」を「施設、備品等を毀損し」に改め、同条第3号中「20歳」を「1
8歳」に改める。

（札幌市定山溪自然の村条例の一部改正）

第2条 札幌市定山溪自然の村条例（平成10年条例第21号）の一部を次の
ように改正する。

第7条中「各号の一」を「各号のいずれか」に改め、同条第2号中「き損
し」を「毀損し」に改め、同条第3号中「20歳」を「18歳」に、「いな
い場合」を「いないとき。」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（理 由）

民法の改正により成年年齢が引き下げられることに伴い、18歳未満の者
が青少年山の家及び定山溪自然の村の施設を使用する場合における引率者の
年齢要件を改めるため、本案を提出する。